

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



会社を立ち上げるとなるとなにかと不安になるね。社会的信用や税金面を考えると会社組織にしたいけどなんだか手続きが複雑そうだし費用もかかりそう。でも会社にも色々な種類があるみたいだ。さっそく見てみよう！

Q 私は主婦で、趣味でホームウェアや小物を作って友人にプレゼントしていたのですが、これが好評を呼び、継続的に製作販売して欲しいという声を沢山頂いていました。子育ても一段落したことから本格的に販売活動してみようかと考えていたところ、IT系に詳しい妹から、私の手作り作品をネット販売する会社を立ち上げないかと提案されました。会社をつくる時には、複雑な手続きや諸々の設立費用が必要となると聞きました。会社ができた後も運営が大変そうです。また、一言に会社といっても、株式会社だけではなく、合同会社というものもあると聞きましたが、どのような違いがあるのでしょうか？

A 合同会社は、会社の設立費用や維持費用を抑えることができ、自由で機動的な経営が可能となります。家族など信頼できるもの同士のスタートアップの会社としてはお勧めの会社形態です。

<解説>

1 合同会社とは

会社には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社があります。合同会社は、対外的には、株式会社と同様に、社員は会社の債権者に出資の限度で責任を負えばよい一方、対内的には、合名会社、合資会社と同様に、社員の人的信頼関係に基礎を置いた自由で機動的な経営が可能となる会社です。合同会社は、株式会社と、合名・合資会社の長所を組み合わせた会社形態ともいえます。

2 株式会社との違い（設立及び維持のコスト）

会社設立時には会社の根本規則である定款を作成します。株式会社の場合定款は公証人の認証を受けなければ設立登記をすることはできませんが、合同会社の場合、定款認証は不要なため、公証役場との複雑なやり取りや5万円強かかる手数料が不要となります。また設立時の登録免許税が、株式会社の場合、最低15万円かかりますが、合同会社では最低6万円となります。

会社設立後も、株式会社では、取締役等役員に任期があるため定期的な役員変更登記が必要となりますが、合同会社では社員の任期はないため、業務執行社員に変更がない限り登記が不要となり、総会開催や議事録作成、登録免許税の負担を免れることが可能です。また、合同会社には、株式会社では義務とされている決算公告の義務もありません。

3 株式会社との違い（機関・運営）

株式会社では、株主総会と取締役を必ず置かなければならず、会社の「所有（株主）」と「経営（取締役）」が分離していますが、合同会社は原則と

著名な会社の例としては iPhone、iPad を販売するアップル、任天堂や大手スーパー西友も合同会社だよ！



して、出資した社員自身が業務執行権を有するため、社員同士の同意によって迅速かつ機動的な会社経営が可能となります。

また、株式会社では、議決権は出資割合に応じるのが原則ですが、合同会社では、原則として、出資割合に関係なく平等な発言権が与えられます。一方で、合同会社には、様々な会社の希望や実情に応じたよりきめ細やかな会社経営を可能にするために、定款による自由な会社設計が認められています。例えば、定款で定めれば、社員総会のような機関を設置したり、業務執行社員やその任期を定めたり、発言権を出資割合に応じさせることも可能です。出資割合に応じない利益配分をすることも可能です。

4 合同会社のデメリット

合同会社は株式会社のように株式を発行して資金を集めることができず、当然上場もできません。また、経営者間の対立などで社員が退社すると出資の払戻しによって資金が流出する可能性があります。このように、資本の安定性では、合同会社は株式会社より見劣りする面があります。

5 まとめ

合同会社は、設立や維持のコストを抑えることができ、シンプルで柔軟な会社経営を可能とします。もっとも、設立予定会社の希望する経営方法や実情に応じつつ将来の経営も見据えたより理想の会社設計をするためには、会社設立時の定款の定め方が重要となるため、専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。是非、お近くの司法書士にご相談ください。

社員間の信頼関係が重要な会社だから社員の入社・退社や相続についても定款に規定するこ



経営状態を見て、将来、合同会社から株式会社へ組織変更することもできるよ。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎 週（火・金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎 週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎 週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月 第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。